安中市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　安中市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等

安中市市営住宅等設置条例（平成十八年安中市条例第百八十号）別表に掲げる住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

令和八年四月一日から

令和十一年三月三十一日まで

令和八年三月二十三日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号

群馬県住宅供給公社

理事長　眞庭　宣幸